

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

1 監査テーマ 債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について

2 監査対象期間 原則として令和5年度

3 監査結果の概要

監査対象所属	結果（要是正）	意見	計
健康福祉政策課	1件	5件	6件
医療政策課	0件	4件	4件
障害福祉課	1件	2件	3件
合計	2件	11件	13件

項目	監査結果およびそれに対する基本的な考え方
健康福祉政策課 （湖東健康福祉 事務所）	<p>生活保護返還金</p> <p>① 債権管理台帳の整備について（結果1）</p> <p>債権管理台帳の整備が不十分であると、過去の交渉記録がなく、人事異動によって債権管理担当者が変わった場合、過去の経緯を把握できないまま、回収、処分を行わざるを得ないため、その実施がより困難になる可能性がある。加えて、債権の発生日や督促状況等を把握できないことから、時効の管理も困難になる可能性が高い。</p> <p>監査実施日において、未作成の債権分の債権管理台帳（個票）の作成を進めていたが、債権管理の根幹を担う非常に重要な資料であるため、早急にマニュアル「参考様式2 債権管理台帳（個票）」を参考に、全ての債権について債権管理台帳（個票）を作成すべきである。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>令和7年11月に実施した生活保護法施行事務監査において、全ての債権について債権管理台帳（個票）が整備できていることを確認したところ。</p> <p>引き続き、福祉事務所において債権管理台帳（個票）の作成が適切にできているか、生活保護法施行事務監査において、実地にて整備状況の確認をしていく。</p> </div>

項目	監査結果およびそれに対する基本的な考え方
障害福祉課 (近江学園)	<p>近江学園使用料</p> <p>② 債権ごとの消滅時効完成の時期の把握および債権管理台帳への記載について(結果2)</p> <p>債権回収を行う上で、消滅時効の完成が迫ってきている債権については消滅時効完成の時期を遅らせるため、時効の更新等を優先的に検討する必要がある。</p> <p>しかし、適宜消滅時効を把握していない場合、気づかぬうちに消滅時効が完成し、回収可能性のある債権についても債権が消滅する(私債権の場合は時効の援用が必要)ことで回収できなくなってしまう可能性がある。</p> <p>このため、適宜、債権ごとに消滅時効完成の時期を把握し、債権管理台帳に記載すべきである。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>改めて債務者ごとに個々の債権の消滅時効更新事由の有無等の状況を確認した上で、消滅時効完成の時期を把握し、債権管理台帳の記載を整理した。</p> <p>今後も新たな債権が生じないように努めるとともに、債権管理台帳を整理し、適時、適切な債権管理に努めてまいる。</p> </div>

令和6年度 滋賀県包括外部監査報告書 結果・意見一覧表

通し No.	対象所属等		項目		監査結果	
	対象所属等①	対象所属等②	大項目	小項目	結果 (要是正)	意見
1	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	滞留債権の回収、整理に関する目標値の設定について(全般意見1)		◎
2	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	調定の実施時期について(全般結果1)	◎	
3	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	県全体の債務者の名寄せについて(全般意見2)		◎
4	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	徴収不能引当金の算定について(全般意見3)		◎
5	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	滞留債権の債権保全の定めについて(全般意見4)		◎
6	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	債権放棄の要件について(全般意見5)		◎
7	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	発生する遅延損害金についての情報を共有した納付交渉の実施について(全般意見6)		◎
8	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	債権回収等に係る全庁的情報共有について(全般意見7)		◎
9	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	訴訟の実施状況について(全般意見8)		◎
10	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	遅延損害金(延滞金・延滞利子等)の利率について(全般意見9)		◎
11	行政経営推進課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	滞留債権の回収、整理に関する目標値の設定について(全般意見1)		◎
12	行政経営推進課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	調定の実施時期について(全般結果1)	◎	
13	会計管理局管理課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	調定の実施時期について(全般結果1)	◎	
14	会計管理局管理課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	遅延損害金(延滞金・延滞利子等)の利率について(全般意見9)		◎
15	健康福祉政策課		生活保護返還金	債権管理業務の移管について(意見1)		◎
16	健康福祉政策課	湖東健康福祉事務所	生活保護返還金	債権管理台帳の整備について(結果1)	◎	
17	健康福祉政策課	湖東健康福祉事務所	生活保護返還金	督促等の実施に関する定め整備について(意見2)		◎
18	健康福祉政策課	湖東健康福祉事務所	生活保護返還金	分納期間、分納金額の取り決めについて(意見3)		◎
19	健康福祉政策課	湖東健康福祉事務所	生活保護返還金	健康福祉事務所の機能の集約化について(意見4)		◎
20	健康福祉政策課	東近江健康福祉事務所	生活保護返還金	健康福祉事務所の機能の集約化について(意見4)		◎
21	医療政策課		看護職員修学資金貸付金 他	未調定の債権について(意見5)		◎
22	医療政策課		看護職員修学資金貸付金 他	返還計画書の未提出から返還請求までの期間について(意見6)		◎
23	医療政策課		看護職員修学資金貸付金 他	延滞利子(遅延損害金)の利率について(意見7)		◎
24	医療政策課		看護職員修学資金貸付金 他	連帯保証人制度について(意見8)		◎
25	障害福祉課	(彦根子ども家庭相談センター)	児童保護措置費負担金	債権の回収方法について(意見9)		◎
26	障害福祉課	近江学園	近江学園使用料	債権ごとの消滅時効完成の時期の把握および債権管理台帳への記載について(結果2)	◎	
27	障害福祉課	近江学園	近江学園使用料	明らかに回収見込みがない債権の債権放棄について(意見10)		◎
28	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	延滞利息(遅延損害金)について(結果3)	◎	
29	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	債権管理台帳の整備について(結果4)	◎	
30	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	収入未済額の他に未調定額が長期にわたって多額に存在することについて(意見11)		◎
31	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	主債務者である借受人本人への通知について(意見12)		◎
32	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	主債務者である借受人の死亡または長期間の所在不明時の対応について(意見13)		◎
33	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	外部委託について(意見14)		◎
34	子ども家庭支援課		母子福祉資金貸付金 他	長期滞納債権の債権放棄について(意見16)		◎

通し No.	対象所属等		項目		監査結果		
	対象所属等①	対象所属等②	大項目	小項目	結果 (要是正)	意見	
35	子ども家庭支援課	彦根子ども家庭相談センター	児童保護措置費負担金	債権の回収方法について(意見9)		◎	
36	中小企業支援課		高度化資金	違約金(遅延損害金)について(意見17)		◎	
37	農政課		農業改良資金貸付金	法的措置の検討について(意見18)		◎	
38	水産課		沿岸漁業改善資金貸付金債権	連帯保証人への催告について(意見19)		◎	
39	水産課		沿岸漁業改善資金貸付金債権	納付誓約書の徴収について(結果5)	◎		
40	水産課		沿岸漁業改善資金貸付金債権	財産調査の実施について(意見20)		◎	
41	住宅課		県営住宅家賃 他	訴訟手続の事務負担軽減について(意見21)		◎	
42	住宅課		県営住宅家賃 他	連帯保証人または緊急連絡先並びに入居者の関係者への対応について(結果6)	◎		
43	教育総務課		滋賀県奨学資金	延滞利息(遅延損害金)について(意見22)		◎	
44	教育総務課		滋賀県奨学資金	長期滞納の債務者に対する督促について(意見23)		◎	
45	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	延滞利息(遅延損害金)について(結果3)	◎		
46	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	収入未済額の外に未調定額が長期にわたって多額に存在することについて(意見11)		◎	
47	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	主債務者である借受人本人への通知について(意見12)		◎	
48	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	主債務者である借受人の死亡または長期間の所在不明時の対応について(意見13)		◎	
49	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	外部委託について(意見14)		◎	
50	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	債権管理に関する数値目標について(意見15)		◎	
※財政課債権回収特別対策室					小計	10	40
					合計	50	

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康福祉政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
健康福祉政策課	<p>(15) 生活保護返還金</p> <p>[債権管理業務の移管について] (意見1)</p> <p>南部健康福祉事務所、甲賀健康福祉事務所、高島健康福祉事務所の3つの事務所においては、生活保護に関する業務を所管しておらず、生活保護返還金に関する業務のみを遂行していることから、担当する独立した係が存在しておらず、担当者が自身の本来の業務に加えて当債権の管理も担っている状況である。また、債務者が現在も生活保護費を受給している場合、生活保護制度の枠内で返還を求める必要があり、債権管理上も生活保護制度についての理解が求められるが、支給業務がないと担当者は制度の把握が困難であるという問題点もある。</p> <p>3つの事務所における人員上の課題や、生活保護制度の運用の観点からも、債権管理業務に関して、所管課もしくは他部署への債権管理業務の移管について検討することも一案と考えるが、一方、生活保護の実施責任は、要保護者の居住地または現在地により定められていることや、物理的な距離もあり、所管課の人員上の課題もあることから、関係各課との連携により一層努め、さらなる収納促進が図られるよう検討が必要である。</p>	<p>令和8年1月に生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、事例の共有と債権管理のあり方について意見交換を行った。</p> <p>今後も担当者会議等を定期的に行い、好事例や担当者の業務上の課題を共有するとともに、債権回収特別対策室をはじめ関係各課と連携し、さらなる収納促進が図られるよう努めていく。</p> <p>また、各福祉事務所の意見も参考にしながら、一部の債権管理業務の移管等も含めた機能の集約化についても引き続き検討してまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康福祉政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
健康福祉政策課 (湖東健康福祉事務所)	<p>(16) 生活保護返還金</p> <p>[債権管理台帳の整備について] (結果1)</p> <p>債権管理台帳の整備が不十分であると、過去の交渉記録がなく、人事異動によって債権管理担当者が変わった場合、過去の経緯を把握できないまま、回収、処分を行わざるを得ないため、その実施がより困難になる可能性がある。加えて、債権の発生日や督促状況等を把握できないことから、時効の管理も困難になる可能性が高い。</p> <p>監査実施日において、未作成の債権分の債権管理台帳(個票)の作成を進めていたが、債権管理の根幹を担う非常に重要な資料であるため、早急にマニュアル「参考様式2 債権管理台帳(個票)」を参考に、全ての債権について債権管理台帳(個票)を作成すべきである。</p>	<p>令和7年11月に実施した生活保護法施行事務監査において、全ての債権について債権管理台帳(個票)が整備できていることを確認した。</p> <p>また、令和8年1月に生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、債権管理台帳(個票)の整備について、認識の共有を図ったところ。</p> <p>引き続き、福祉事務所において債権管理台帳(個票)の作成が適切にできているか、生活保護法施行事務監査において、実地にて整備状況の確認をしていく。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康福祉政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
健康福祉政策課 (湖東健康福祉事務所)	<p>(17) 生活保護返還金</p> <p>[督促等の実施に関する定めの整備について] (意見2)</p> <p>債権回収対応マニュアルでは、滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例第1条の定めに基づき、納期限後30日以内に督促状を発付する旨が定められている。</p> <p>しかしながら、事務所では、一律の指針がないまま、債務者の個々の状況を都度考慮し、督促を行っている。</p> <p>本債権の回収にあたっては、債務者の収入状況や生活状況を個別かつ正確に把握する必要もあるため、一律の指針の適用が実務上難しい場合も考えられるが、参考として一定の指針を設けることで、担当者による判断の乖離やその判断に要する手間を削減し、回収に関する業務を効率的かつ効果的に実施することが可能となると考えられる。</p> <p>以上のことから、事務所は、マニュアルに準拠した対応を取るか、それが難しい場合、督促を実施すべき一定の指針およびその実施方法を定め、それに基づき、当該行動を行うよう運用を徹底する必要がある。</p>	<p>令和7年度生活保護法施行事務監査において実地にて「滋賀県債権回収対応マニュアル」および「生活保護費返還金・徴収金取扱い事務の手引き」に準拠した対応ができていることを担当者にヒアリングを行い確認した。</p> <p>また、令和8年1月の生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、改めて「滋賀県債権回収対応マニュアル」および「生活保護費返還金・徴収金取扱い事務の手引き」に準拠した対応をとるよう再度担当者に指導した。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康福祉政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>健康福祉政策課 (湖東健康福祉事務所)</p>	<p>(18) 生活保護返還金</p> <p>[分納期間、分納金額の取り決めについて] (意見3)</p> <p>分納期間、分納金額は生活を維持するために必要最低限の資金は債務者の手元に残るよう個別に取り決めており、基本的には5年を目安に返済計画が策定されている中、50年という長期間の返済計画は債務者間の公平性等から不適切であると言わざるを得ない。</p> <p>たしかに本債権は個別具体的な検討が必要であるため、一律の基準を設けることには困難を伴う可能性がある。</p> <p>この点、地方自治法施行令第171条の7において、上述の履行延期の特約が認められた場合、その後、「十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権およびこれに係る損害賠償金等を免除することができる。」旨が定められている。当該の規定を踏まえれば、履行延期の特約を認める場合、まずは5年間から当該定め10年間を一定の分納期間として定め、10年経過時点で地方自治法施行令第171条の7の適用を検討することが有用と考える。</p> <p>仮にこの5年間から10年間という分納期間を超えるような計画を策定せざるを得ない場合には、別途所内承認を必要とするとともに、定期的に一定の分納期間の返済計画に変更できないか見直しを行うことで、実現可能性が極めて乏しい返済計画が策定されたまま放置されることを防止するべきと考える。</p>	<p>分納計画が過度に長期化している債権については、「滋賀県債権回収対応マニュアル」や「生活保護費返還金・徴収金取扱い事務の手引き」に基づき債務者との面接を通して分納計画の見直しを行った。令和7年度生活保護法施行事務監査においても、5年から10年を基準に分納計画が定められていることを担当者にヒアリングを行い確認した。</p> <p>また、令和8年1月の生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、分納期間は長くても原則10年までとすること、およびそれを超える分納期間を設定する場合には福祉事務所内で決裁をとることを徹底するよう、各福祉事務所の担当者に指導した。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康福祉政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
健康福祉政策課 (湖東健康福祉事務所、東近江健康福祉事務所)	<p>(19・20) 生活保護返還金</p> <p>[健康福祉事務所の機能の集約化について] (意見4)</p> <p>債権の性質上、債務者個々の状況を考慮する必要があるため、回収には一定の工数が必要であり、本債権が増加傾向にある中、マンパワー不足が課題となっている。県内には複数の健康福祉事務所が設置されているが、債権管理の業務は、全ての事務所に統一されたルールがあり、債権の性質も大きく変わることはないため、特定の健康福祉事務所に機能を集約し、一元的に管理を引き受けることで、全体的な効率化を図ることができると考えられる。</p> <p>たしかに本債権は、債務者の個人情報等、慎重に取り扱うべき情報も多く含む債権であるため、容易に集約化できる業務のほか、それが難しい業務もあると想定されるが、集約化が可能な領域から段階的に集約していくことで、他の領域の集約化にも好ましい影響が想定される他、現時点で難しくとも、今後の情報技術の発展によって実現できる可能性も大いにあり、重要なことは集約していこうという方針を検討し続けることと考える。</p> <p>以上のことから、今後、健康福祉政策課や他の健康福祉事務所との事務の統合、又は債権管理の機能集約を行い、全体的な効率化を図ることを検討すべきである。</p>	<p>令和8年1月に生活保護返還金に係る担当者会議を開催し、現状の把握、課題や事例の共有を行うとともに、機能の集約化と全体的な効率化について意見交換を行った。</p> <p>担当者会議では、機能を集約化することでノウハウの蓄積が期待できるといった意見がある一方で、納付指導のしやすさや債務履行にかかる利便性など、集約化しないことで得られる利点もあるといった意見が出た。そのため、引き続き各福祉事務所の意見も踏まえながら、効果的な債権管理体制の在り方を検討していく。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 医療政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況				
医療政策課	<p>(21) 看護職員修学資金貸付金 他 [未調定の債権について] (意見5)</p> <p>返還計画書は、下表の期間以内に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて県へ提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="418 555 987 689"> <tr> <td>看護職員修学資金</td> <td>返還義務が生じた日から15日以内</td> </tr> <tr> <td>授業料資金</td> <td>返還義務が生じた日から30日以内</td> </tr> </table> <p>未調定額は簿外債権ではないが、返還計画書が未提出であることは今後の債権回収見込みが立たない債権である可能性があり、債権回収の観点からは好ましい状況ではなく、返還計画書を上表期限内に網羅的に入手するよう努めるべきである。</p>	看護職員修学資金	返還義務が生じた日から15日以内	授業料資金	返還義務が生じた日から30日以内	<p>未調定の債権については、これまでに引き続き被貸与者および連帯保証人の居所を追跡し、必要書類の提出を督促している。</p> <p>なお、返還計画書が提出されないことによる未調定の発生を防ぐため、平成27年に規則を改正し、返還義務者が返還計画書を提出しないときは、一括して返還請求できることとしたことから、それ以降はこうした事例は発生していない。</p> <p>また、従前は返還事由が発生した後に返還計画書の提出を求めていたが、令和6年度以降に貸与した者からは、貸与決定後に提出させる借用証書において予め返還方法を指定させる方法に見直したところであり、今後、返還事由が発生した場合には、直ちに返還請求を行うこととしている。</p>
看護職員修学資金	返還義務が生じた日から15日以内					
授業料資金	返還義務が生じた日から30日以内					

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 医療政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
医療政策課	<p>(22) 看護職員修学資金貸付金 他 [返還計画書の未提出から返還請求までの期間について] (意見6)</p> <p>返還計画書が提出されない場合に、債務者へ一括返還を請求することは「できる」規定であり、「しなければならない」わけではないため、債務者へ一括返還を請求しないこと自体は規定違反ではない。</p> <p>しかし、返還計画書の未提出期間が開くほど返還能力に疑義が生じていくため、県は返還計画書の未提出期間が一定期間を超えた時点で一括請求することは債権金額の回収に資すると考えられる。</p> <p>一括返還の請求を行うべき返還計画書の未提出期間が明確でないことは債務者に対する公平性の観点から、好ましくない。よって、返還計画書の未提出から返還請求までの期間を6ヵ月や12ヵ月等明確にすべきである。</p>	<p>従前は返還事由が発生した後に返還計画書の提出を求めていたが、令和6年度以降に貸与した者からは、貸与決定後に提出させる借用証書において予め返還方法を指定させる方法に見直したところであり、今後、返還事由が発生した場合には、直ちに返還請求を行うこととしている。</p> <p>なお、返還事由が発生しているにも関わらず返還計画書の提出がなかった過去の事例については、個別の指導対応によって返還手続きを進められており、一括返還請求に至った事例はない。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 医療政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
医療政策課	<p>(23) 看護職員修学資金貸付金 他 [延滞利子（遅延損害金）の利率について]（意見7）</p> <p>私債権である本制度の延滞利子の利率 14.5% について、利息制限法や消費者契約法における延滞利子の上限利率と比較すると高いとは言えない。</p> <p>他方で、公債権が対象である、滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例においては、滞納金額に年 10.75%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するとしている。</p> <p>本制度は私債権であるため、公債権を対象としている滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例と異なる点は必ずしも問題ではない。</p> <p>しかし、制度開始から経済情勢は変化している中で、本制度の延滞利子の利率は変わらず、回収不能となる債権が発生する点には疑問が残る。</p> <p>したがって、本制度による債権の状況を踏まえて、改めて延滞利子の利率設定のあり方に関して検討すべきであると考えます。</p>	<p>看護職員修学資金貸付金にかかる延滞利率は、かつての国庫補助事業にかかる事務次官通知に基づき設定されたものであり、都道府県事業として一般財源化された後も引き続き同利率を用いてきたところである。</p> <p>現在、他の都道府県が継続実施している同様の制度との均衡が図られており、実態として当該規定の趣旨に沿った効果があるものと認められ、運用上の支障もないため、基本的には見直しの必要性はないものとする。</p> <p>ただし、他都道府県や庁内関係課の動きや今後の社会情勢については、引き続き注視してまいります。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 医療政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
医療政策課	<p>(24) 看護職員修学資金貸付金 他 [連帯保証人制度について] (意見8)</p> <p>修学資金および授業料資金は制度が始まってから長期間経過しており、主債務者が子の連帯保証人になるケースが、過去2件、2,100千円の債権で発生している。</p> <p>返済が滞っている中で連帯保証人としての役割を果たせるかは疑問である。</p> <p>そのため、返済状況の改善や債権回収の効率化を図るために、現在の主債務者が連帯保証人となる可能性のあるケースに備え、債権回収が可能となるように連帯保証人制度の見直しを図る必要があると考えられる。</p>	<p>連帯保証人については、滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則および滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則の規定により、一定の職業を有し、独立の生計を営む成年者2名を立てるよう定められており、とりわけ主債務者から独立した生計に基づく保証能力を担保するために、少なくとも連帯保証人の内1名は主債務者と異なる住所である者を連帯保証人に立てる取扱いとしている。</p> <p>加えて、連帯保証人が同貸付金制度において主債務者の立場を兼ねるかどうかについて、同貸付金管理システム上で把握しながら、慎重な貸与に努めている。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 障害福祉課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>障害福祉課 (彦根子ども家庭相談センター)</p>	<p>(25) 児童保護措置費負担金 〔債権の回収方法について(彦根子ども家庭相談センター)〕 (意見9)</p> <p>強制徴収債権であるにも関わらず、センター所長による自力執行権の行使が十分に行われていないのが現状である。その背景として、例えば親権者による虐待等を理由に児童を保護し施設に入所させているような場合、入所に際して同意していても、措置入所について十分に納得していない親権者もあり、負担金の支払いを拒むケースがある。このような状況で債権回収を強行すると、ケースワークに影響が出る可能性があることから、親権者との関係性を重視し、債権回収について慎重にならざるを得ないという状況がある。</p> <p>しかし、公債権は時効の援用なく原則5年で消滅するため、支払いを拒否し続ければ、債務者は支払義務が無くなり、債務者間で不公平が生じることとなる。したがって、他の納入者との公平性の観点から、財産調査の結果、差押え可能な財産を発見した場合、滞納処分の実行を行うべきである。</p> <p>なお、子ども家庭相談センターは県内に4つ設置されているため、効率性や滞納している債務者への統一的な対応といった観点から、債権管理機能を集約し、子ども家庭相談センターは児童の保護機能の発揮に注力するといった対応も検討の余地があると考ええる。</p>	<p>児童虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移し、相談内容も複雑化・困難化する中、債権回収に当たっては、各子ども家庭相談センターにおいて扶養義務者(親権者)との関係構築に努めつつ、支払いに対する働きかけを行った。また、各センターにおける対応にばらつきが生じないように、担当者会議の機会を通じて、対応方法の統一について周知を図った。</p> <p>他の自治体では、一部の自治体で負担金の徴収事務を債権管理部門に集約しているところがある中、強制的な徴収によりケースワークへの悪影響が生じることに対する懸念も示されている。国においても、親権者に費用負担を求めることで、児童の施設入所等に同意しないなど、ケースワークへの影響が生じることを把握しており、費用徴収については引き続き検討事項とされているところである。本県においても、引き続き、子どもの最善の利益の確保を念頭に置くとともに、国や他自治体の動向等を踏まえ、対応を検討してまい</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 障害福祉課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
障害福祉課 (近江学園)	<p>(26)近江学園使用料 [債権ごとの消滅時効完成の時期の把握および債権管理台帳への記載について] (結果2)</p> <p>債権回収を行う上で、消滅時効の完成が迫ってきている債権については消滅時効完成の時期を遅らせるため、時効の更新等を優先的に検討する必要がある。</p> <p>しかし、適宜消滅時効を把握していない場合、気づかぬうちに消滅時効が完成し、回収可能性のある債権についても債権が消滅する(私債権の場合は時効の援用が必要)ことで回収できなくなってしまう可能性がある。</p> <p>このため、適宜、債権ごとに消滅時効完成の時期を把握し、債権管理台帳に記載すべきである。</p>	<p>改めて債務者ごとに個々の債権の消滅時効更新事由の有無等の状況を確認した上で、消滅時効完成の時期を把握し、債権管理台帳の記載を整理した。</p> <p>今後も新たな債権が生じないように努めるとともに、債権管理台帳を整理し、適時、適切な債権管理に努める。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 障害福祉課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
障害福祉課 (近江学園)	<p>(27)近江学園使用料 [あきらかに回収見込みがない債権の債権放棄について] (意見10)</p> <p>明らかに回収見込みのない債権を滞留債権としている場合、債務者との面談や督促、催告などの対応を行っていない場合においても、滞留債権として管理し続けるための人件費等の管理コストが継続的に発生している状況にあり、また、適正な債務状況の把握の上でも好ましい状態ではない。</p> <p>一部の債権では、最終接触から10年以上経過しており、消滅時効期間が経過しており、消滅時効期間が経過している事例もあった。また、時間が経過すると相続の問題などが発生することで、状況がより複雑化している可能性もある。このため、県は、過去と現在の債務者の状況を整理のうえで、実質的にみて明らかに回収の見込みがない債権については、マニュアル上の対応を行った上で債権放棄を行うべきである。</p>	<p>一部の債権について、現在の債務者の状況を整理するため、債務者または相続人やその代理人への訪問調査を実施しているところである。今後、実質的にみて明らかに回収の見込みがないと考えられる債権については、債権回収マニュアルに基づく対応を行った上で放棄理由の合理性・客観性を整理し、債権の放棄について検討していく。</p>